

工事についての注意事項

- 1. 開発許可の表示** 西宮市都市計画法施行細則第5条に定められた様式の開発許可標識を工事期間中、現場の見やすい場所へ掲示して下さい。なお、許可にかかる設計図書を工事現場に常備しておいて下さい。
- 2. 設計変更** 許可後、申請内容の変更などの設計変更をする場合は、その変更にかかる工事については、あらかじめ変更許可を受けてから着手して下さい。なお、地番の分合筆に伴う確定測量の結果は変更許可の対象となる場合がありますので、係員の指示を受けて下さい。
- 3. 工程報告** 工事を進めるにあたっては西宮市の関係課とよく連絡を保ち、その指示事項を遵守して下さい。工事報告の指示をした場合は、後記の現場審査表に掲げる工程に達する7日前までに西宮市開発審査課へ工程報告をして下さい。
- 4. 他の法令との関連** 開発許可は建築物の敷地を形成する行為についての許可です。他の法令による許認可は別に手続きを必要としますので、他の法令に抵触する工事については所定の手続きを完了した上で着手して下さい。
- 5. 工事中の防災** 工事中は現場責任者を常駐させるとともに、危険防止、風水害防止及び公害防止など常に必要な措置を採った上で、工事を進めて下さい。なお、工事現場内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないよう措置し、不慮の災害が起きないように注意して下さい。
- 6. 完了届** 開発区域の全部（工区に分けて許可を受けた場合はそれぞれの工区）の工事を完了した場合は工事完了届を提出し、検査を受けて下さい。
- 7. 完了検査と公告** 完了検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は検査済証を交付します。なお、完了の公告は西宮市の公告方式で行います。
- 8. 建築物の建築** 開発行為の完了の公告があるまでは原則として建築物の建築は出来ません。なお、開発許可に基づいて設置された道路は、改めて建築基準法に基づく道路の位置指定を受ける必要はありませんが、建築の確認ができなければ建築出来ません。
- 9. 開発登録簿** 開発許可の内容は開発登録簿に登録され、一般の閲覧及び写しの交付を行っています。
- 10. 工事の廃止届** 開発行為を廃止する場合は、廃止時点における現況図及び公共施設の回復計画及び災害防止計画を添えて開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して下さい。

開発許可通知書に付けて工事現場に常備しておいて下さい。

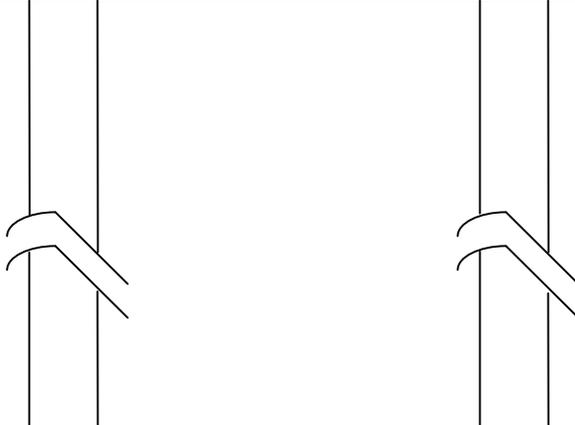
完了検査について

完了検査は西宮市開発審査課が、開発者、工事施行者、工事監理者、現場責任者及び設計者の立会いを求めて行います。

検査の受け方

- ・開発者は現地に開発許可書を用意すること。
- ・工事監理者は完了検査を受けようとする区域を現地においてポール、旗等で明示すること。
- ・工事施行者は現地にポール、スタッフ、テープ、レベルを用意すること。
- ・工事監理者は道路、公園、緑地等の公共施設について公共施設の一覧表に対応した施設番号、幅員、面積、管理帰属者名を各々の現地に表示しておくこと。

開発許可標識の様式

← 100 センチメートル →			
開発行為許可標識			
		西宮市許可	第 年 月 日 号
工 事 の 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
工 事 の 場 所 の 所 在 及 び 地 番			
施 工 面 積			
工 事 の 名 称			
事 業 主 住所 氏名	電話 () - 番		
工 事 施 行 者 住所 氏名	電話 () - 番		
設 計 者 氏 名	工 事 現 場 監 理 者 氏 名		
			
↑ 80 センチメートル ↓			
↑ 80 センチメートル ↓			